明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

別表十七（三の二）を次のように改める。

別表十七（三の二）　特定外国子会社等に係る部分課税対象金額又は個別部分課税対象金額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	．．．．．．	法人名	

特定外国子会社等の名称	1		事業年度	2	．．．．．．

特定所得の金額の計算

所得の種類		特定法人から受ける剰余金の配当等	債券の利子	債券の償還差益	特定法人の株式等の譲渡による所得	債券の譲渡による所得	特許権等の使用料	船舶又は航空機の貸付けによる対価
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
収入金額	3							
(3)のうち特定所得に係る収入金額の合計額	4							
(4)に係る直接費用の額の合計額（簡便法により計算する場合には(11)の額）	5							
特定法人の株式等又は債券の取得価額の合計額	6							
特定所得の金額 (4)－(5)－(6)（マイナスの場合は0）	7							
簡便法による費用の額の計算 当期に支払う負債利子の額	8							
総資産の帳簿価額	9							
特定所得に係る株式等又は債券の帳簿価額	10							
(8)×(10)/(9)	11							

部分課税対象金額又は個別部分課税対象金額の計算等

部分適用対象金額に係る適用除外の判定					部金額課の税計対算象金額又は個別部分課税対象			
収入基準	部分適用対象金額に係る収入金額の合計額（(4)欄の合計）	12	（　円）		請求権勘案保有株式等の保有割合（別表十七(三)付表一「28」の「本人」の欄）	17	%	
所得基準	税引前所得の額	13			(15)×(17)	18		
	(13)×5％	14			課税対象金額又は個別課税対象金額（別表十七(三)「33」）	19		
	部分適用対象金額（(7)欄の合計）	15			部分課税対象金額又は個別部分課税対象金額（(18)と(19)のうち少ない金額）	20	（　円）	
措法第66条の6第5項又は第68条の90第5項の適用の有無		16	有　・　無					

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）